

愛顔の安心飲食店セルフチェック



認証基準適合状況の再確認のためにご活用ください。

ご提出の必要はありませんが、訪問時、チェック状況を確認させていただく場合がございます。

1. 来店者の感染症予防

| 取組項目 | チェック |
|---|------|
| 1 【入店時】 入口に消毒設備を設置・入店時に手指消毒の実施を呼びかけ | |
| 2 【順番待ち】 列が発生する場合、最低1mの対人距離を確保するよう誘導・表示 | |
| 3 【レジ等での会計】 コイントレイを介した受け渡し、又はキャッシュレス決済導入／現金等受け渡し後の手指衛生 | |
| 4 【利用者の発熱】 発熱や風邪症状、嘔吐下痢等の症状がある者は入場しないよう表示 | |
| 5 【注意喚起】 飲食時以外のマスク着用周知、定期的な手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底を要請 | |
| 6 【エレベーター／送迎車】 エレベーター／送迎車内での感染対策の実施 | |
| 7 【グループ間の対人距離】 グループ間が相互に対人距離1m以上確保もしくは、パーティション等で遮蔽 | |
| 8 【同一グループ内の対人距離】 座席間隔を1m以上確保もしくは、テーブル上にパーティション等で遮蔽 | |
| 9 【カウンターテーブルの対人距離】 座席間隔を1m以上確保もしくは、パーティション等で遮蔽 | |
| 10 【密集の防止】 滞在時間の制限／予約制の活用等の対策を実施 | |
| 11 【大皿料理を提供する場合】 料理を個別提供／料理カバーを設置し、取り分け用トング等への感染対策／従業員が料理取り分け | |
| 12 【ビュッフェスタイルを提供する場合】 料理を個別提供／料理カバーを設置し、取り分け用トング等への感染対策／従業員が料理取り分け | |
| 13 【卓上の共用品】 共用品設置を避け個別提供／適時消毒 | |
| 14 【飛沫感染対策等の注意喚起】 お酌や食器使い回しを避ける、店内BGMの音量を低減し大声での会話を避ける、等の注意喚起 | |
| 15 【個室がある場合】 常時換気 | |
| 16 【トイレ使用に関する注意喚起】 使用後は手洗いや手指消毒を行う注意喚起の表示 | |
| 17 【喫煙スペースがある場合】 利用人数を減らす・対人距離を保つ等により3密を避けるよう表示 | |

※7、8、9は同居家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が希望する場合は、例外とすることができる。

2. 従業員の感染症予防

| 取組項目 | チェック |
|---|------|
| 18 【従業員の感染症予防】 ・適切なマスクの正しい着用・大声を出さない ・業務開始前の検温・体調確認 ・発熱や風邪症状、嘔吐下痢等の症状がある場合には、出勤しないよう呼びかけ | |
| 19 【就業制限】 感染者、感染疑いのある従業員が出勤しないよう呼びかけ | |
| 20 【定期的な手指消毒等】 手指消毒や手洗いを実施 | |

| | | |
|----|--|--|
| 21 | 【接客対応】 利用者の正面に立たないよう注意し、対人距離を確保 | |
| 22 | 【休憩スペースがある場合】 マスクを着用、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける、常時換気を行う、共用品は定期的に消毒 | |
| 23 | 【ユニフォーム】 ※私服勤務の場合も含む 当該日業務終了後など定期的に洗濯 | |

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

| 取組項目 | チェック | |
|------|--|--|
| 24 | 【ビル管理法】 対象施設である場合、法に基づく空気環境の調整基準を満たし、湿度40%以上70%以下を目安として、適度に加湿／対象外施設である場合、必要換気量の確保、換気設備の整備または窓の解放による換気（1回／30分） | |
| 25 | 【タオル】 共有タオルの禁止・ペーパータオルの設置や個人のタオル使用を促す | |
| 26 | 【定期的な清拭消毒】 共用品や複数の人が触れる場所を利用者の入れ替え時などに清拭消毒 | |
| 27 | 【ゴミの回収・処理】 マスクと手袋を着用・作業後の手洗い・食品残さ、おしぼり等はビニール袋に密閉して処理 | |

4. チェックリストの作成・公表

| 取組項目 | チェック | |
|------|--|--|
| 28 | 【チェックリスト】 店舗内のリスク評価をし、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度などを定めたチェックリストの作成・公表 | |

5. 感染者発生に備えた対処方針

| 取組項目 | チェック | |
|------|---|--|
| 29 | 【従業員または利用者感染時の対応】 従業員の感染が判明／感染者の当該施設利用が判明した場合、保健所の指示・調査等に対応・協力・必要に応じ情報公表 | |
| 30 | 【従業員への周知】 感染疑い時などに検査を受けた際は、感染拡大を防止する上で適切な行動を従業員に周知 | |

6. カラオケに関する感染予防

| 取組項目 | チェック | |
|------|---|--|
| 31 | 【カラオケ設備を使用している場合】 歌唱時のマスク着用徹底・歌唱時は、最低1mの対人距離を確保するか、パーティション等を設置して遮蔽・マイク、リモコン等を利用者の交代時に清拭消毒 ※カラオケ利用に関する注意事項を改めてご確認ください。 | |

7. ショー・パフォーマンスに関する感染予防

| 取組項目 | チェック | |
|------|---|--|
| 32 | 【ショー・パフォーマンスを行っている場合】 ・演者がマスクを着用した上で、観客との距離を1m以上確保もしくは、演者と観客との間にパーティション等を設置して遮蔽 ・演者がマスクを着用しない場合は、観客との距離を2m以上確保もしくは、演者と観客との間にパーティション等を設置して遮蔽 ※ショー・パフォーマンスに関する注意事項を改めてご確認ください。 | |